

參考資料

北海道森林づくり条例

平成14年 3月29日北海道条例第 4号
最終改正 令和 3年10月19日北海道条例第38号

目次

前文

第1章 総則（第1条 — 第8条）

第2章 森林づくりに関する基本的施策（第9条 — 第23条）

附則

前文

我が国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の森林は、えぞまつやみずならに代表される天然林やからまつなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、私たちにとってかけがえのない貴重な財産となっている。

また、私たちは、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、様々な形で暮らしに活かす木の文化に親しみ、そのぬくもりの中で潤いのある生活を営んできた。

しかしながら、これまで森林には、木材を供給する役割に重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もあった。

加えて、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞しており、このままでは、森林の整備や保全に支障を来して、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

私たちは、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるため、林業活動等の活発化や山村地域の活性化を図りながら、協働して、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継がなければならない。

また、このような森林づくりを通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成や北海道らしい景観づくりに貢献していく必要がある。

このような考え方に立って、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、森林づくりに関し、基本理念を定め、並びに道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。
- 二 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 道内に所在する森林の所有者（国及び市町村を除く。）をいう。
- 四 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

2 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。

3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（森林所有者の責務）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならない。

2 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

（森林づくりに関する基本的な計画）

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 計画は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第10条に定める環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、水産業及び景観づくりに配慮したものでなければならない。

5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

6 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、森林法（昭和26年法律第249号）第68条第1項の規定により設置された北海道森林審議会の意見を聴かななければならない。

7 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（森林づくりを進めるための指針）

第10条 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、指針を定めるに当たっては、道民、森林所有者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 道は、指針の普及に努めるとともに、これに基づく森林づくりの取組を促進するものとする。

（森林の整備の推進及び保全の確保）

第11条 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業の健全な発展）

第12条 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、労働安全衛生の確保に努めながら、森林の施業を適切に実施することができる林業事業者（森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等をいう。）の育成を図るため、経営基盤の強化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、道は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

（木材産業等の健全な発展）

第 13 条 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、林産物の需要の拡大その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道内における地域材（道内の森林において産出された木材であって、道内で加工されたものをいう。以下この項において同じ。）の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物における地域材の利用については、同法第 11 条第 1 項の方針に基づくものとする。

3 道は、木材産業等の経営基盤の強化を図るため、林産物の流通及び加工に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林資源の循環利用の推進）

第 14 条 道は、森林の整備の推進及び保全の確保並びに林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、森林資源の循環利用（森林づくりと森林づくりによる林産物の利用とを循環的に行うことをいう。）を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（道民の理解の促進）

第 15 条 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年の学習の機会の確保）

第 16 条 道は、青少年の森林を大切にすることを培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民等の自発的な活動の促進）

第 17 条 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（木育の推進）

第 18 条 道は、森林づくりに関し、道民の理解の促進、青少年の学習の機会の確保及び道民等の自発的な活動の促進を図るため、木育（木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の取組を推進するものとする。

（山村地域における就業機会の確保等）

第 19 条 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、山村地域における就業機会の確保、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林づくりに関する技術の向上）

第 20 条 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民の意見の把握等）

第 21 条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

（道有林野の管理運営）

第 22 条 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

（財政上の措置）

第 23 条 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章の規定は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 北海道林業振興審議会条例（昭和 56 年北海道条例第 4 号）は、廃止する。
- 3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成 21 年 7 月 10 日条例第 71 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、平成 21 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の北海道森林づくり条例第 25 条第 1 項の規定により北海道森林づくり審議会の委員に任命されている者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 58 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 19 日条例第 38 号）

〔北海道森林づくり条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

北海道森林づくり基本計画で定める「長期的な目標の指標」
「重点取組指標」「関連指標」に関する現状の数値について

◇長期的な目標の指標

条例の基本理念		長期的な目標の指標	現状値	(年度)	目標値(R23)
1	地域の特性に応じた森林づくり	○育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積	(育成単層林) 1,394 千ha	R3	1,247千ha
			(育成複層林) 772 千ha	R3	953 千ha
			(天然生林) 3,369 千ha	R3	3,336千ha
2	林業及び木材産業等の健全な発展	○森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量	458 万m ³	R3	540万m ³
3	道民との協働による森林づくり	○木育に取り組んでいる道民の割合	36 %	R3	80 %

◇重点取組指標

施策の展開方向 (重点取組)		重点取組指標	現状値	(年度)	目標値(R13)
①	ゼロカーボン北海道の実現に向けた活力ある森林づくり	○植林面積	9,786 ha	R2	13,000ha
②	広葉樹資源の育成・有効活用	○針葉樹人工林から針広混交林に誘導する面積	(R4～) - ha		(R4～R13) 13,000ha
③	道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化	○品質・性能の確かな建築材の生産比率	61 %	R3	75 %
④	森林づくりを担う「人材」の確保	○新規参入者数（臨時を除く）	(H29～R3) 747 人 (平均149人/年)	-	(R4～R13) 1,600 人 (平均160人/年)
⑤	スマート林業による効率的な施業の推進	○林業事業者の生産性（素材生産）	9.2 m ³ /人日	R3	13.0 m ³ /人日
⑥	HWブランドの浸透などによる道産木材の需要拡大	○製材・合板等の需要における道産木材の割合	69 %	R3	75 %
⑦	木育マイスターや企業などによる木育活動の推進	○企業等と木育マイスターが連携した木育活動の回数	84 回	R3	150 回

◇関連指標

施策の展開方向		関連指標	現状値	(年度)	目標値(R13)	
1-1	森林の整備の推進 及び保全の確保	○私有人工林面積における集積・集約化の 面積割合	72 %	R3	75 %	
		○山地災害危険地区のうち土石流等の リスクが高い箇所における治山対策実施率	80 %	R4	90 %	
1-2	林業の健全な発展	○持続的な森林経営を担い得る森林組合の 割合	59 %	R3	100 %	
		○高性能林業機械等による伐倒の割合	40 %	R3	50 %	
		○森林所有者等が効率的な森林施業を 行うための路網整備の水準	64.1 m/ha	R3	68.0 m/ha	
1-3	木材産業等の 健全な発展	○道産木材自給率	68 %	R3	70 %	
		○道産CLTの生産量 (CLTの原料となる道産ラミナの供給量)	142 m ³ (468 m ³)	R3	50 千m ³ (86千m ³)	
		○木質バイオマスエネルギー利用量 (エネルギー利用のうち熱利用量)	148 万m ³ (22.1 万m ³)	R3	200万m ³ (25.0万m ³)	
		○針葉樹製材のうち建築用製材の生産比率	39 %	R3	45 %	
		○道産木材自給率	68 %	R3	70 %	
2-1	道民の理解の促進	○木育に関するホームページやSNSの アクセス件数	27,219 件	R3	22,000 件	
2-2	青少年の学習の 機会の確保	○青少年向け木育教室等の実施回数	229 回	R3	370 回	
2-3	道民の自発的な活動 の促進	○企業等と木育マスターが連携した 木育活動の回数	84 回	R3	150 回	
3	山村地域における 就業機会の確保等	○通年雇用者割合	71 %	R3	77 %	
4	森林づくりに関する 技術の向上	○技術向上を目的とした研修等の取組件数	57 回	R4	77 回	
5	道民の意見の把握等	○道民が参加する森林づくり関連事業の 実施件数	36 件	R4	80 件	
6	道有林野の管理運営	(育成単層林)	117 千ha	R3	110千ha	
		○道有林における育成単層林・育成複層林・ 天然生林別森林面積	(育成複層林)	82 千ha	R3	91千ha
		(天然生林)	408 千ha	R3	407千ha	
		○道有林における森林づくりに伴い産出 される木材の量	61.0 万m ³	R3	59.5万m ³	

用語解説

ア 行

【ICT】

情報通信技術 (Information and Communication Technology)。既に一般化している IT (= 情報技術) とほぼ同義であるが、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【ICTハーベスタ】

採材情報の蓄積機能や通信機能を有し、素材生産情報の通信や、需要情報に応じた採材プランの提案など、ICTを活用した伐採・玉切りなどを行うハーベスタ。

【枝打ち】

節のない良質な木材を生産するために枝を切り落とす作業。下層木や下層植生の生育のために林内の照度を確保する効果もある。

【FM認証】

森林管理 (Forest Management) の認証。森林認証制度のうち、持続可能な森林経営など一定の基準を満たす森林を認証するもの。

【お魚殖やす植樹運動】

「百年かけて百年前の自然の浜を」を合い言葉に、北海道漁業協同組合女性部連絡協議会が全道の漁協女性部に呼びかけ、昭和 63 年 (1988 年) から進めている植樹運動。

カ 行

【海岸防災林】

暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などを防いで、沿岸の災害を防止し、生活環境の改善に役立っている海岸部の森林の総称。

海岸防災林として造成されているものは、森林法による保安林のうち、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林および防霧保安林の 4 種類。また、海岸部の保安林は、魚つき保安林、航行目標保安林のほか、風致保安林、保健保安林に指定され、美しい景観を維持している森林もある。

○ 飛砂防備保安林

風衝を防いで飛砂の発生を防止するとともに、飛砂を捕捉・堆積して内陸部に侵入するのを防止する。

○ 防風保安林

風速を緩和して暴風、潮風、風食などを防ぎ、沿岸地域の植物などの損傷と生理的障害を防止・軽減する。

○ 潮害防備保安林

樹幹によって侵入する波のエネルギーを抑え、津波、高潮の被害を軽減する。また、強風時の空気中の海塩粒子を捕捉するとともに、風速の緩和によって塩害、潮風害を防止する。

○ 防霧保安林

霧の移動阻止と霧粒子の捕捉によって内陸部の生活環境を保護する。

【間伐】

林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林木の健全な成長を促す作業。

【北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～制度】

北海道木材産業協同組合連合会により認定を受けた、適切に管理された道内の森林から生産された木材を利用した住宅。

<認定の主な要件>

- ・ 道内の森林から伐採 (産地が証明) された木材を使用していること (使用量は、延べ床面積 1m² あたり 0.1m³ 以上)
- ・ 道産木材は、全て合法性が証明されていること
- ・ 構造用材にあっては、JAS 認定を受けていること

【木の文化】

暮らしと森林・木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅、家具、日用品など様々な形で暮らしに活かすこと。

【クリーンラーチ】

間伐等特措法に基づく特定母樹に指定されているグイマツの精英樹「中標津 5 号」を母親 (母樹) とし、カラマツの精英樹を父親 (花粉親) として交配したグイマツ雑種 F₁ の品種の一つ。野ねずみの被害に強いことに加えて、カラマツよりも二酸化炭素吸収能力が高く、初期成長が早い、真っ直ぐに育つ、木材の強度が優れることなどが特徴。

【げんきの森】

子どもたちの「生きる力」を育てることをねらいとして、様々な体験活動を行い、また、自由に遊ぶことのできる森林として市町村に設定した森林。

【減災】

あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする取組。

【公益的機能】

→「森林の有する多面的機能」参照

【航空レーザ計測】

航空機に搭載したレーザ計測機器 (レーザを用いた距離を測るための機器) から地表に向けてレーザを連続的に発射し、レーザが反射した地上物体の三次元位置情報を取得する計測技術。

【更新】

樹木を伐採した後、再び樹木の生えた状態にすること。植林による方法と天然力を活用する方法があり、特に後者を天然更新という。

【高性能林業機械】

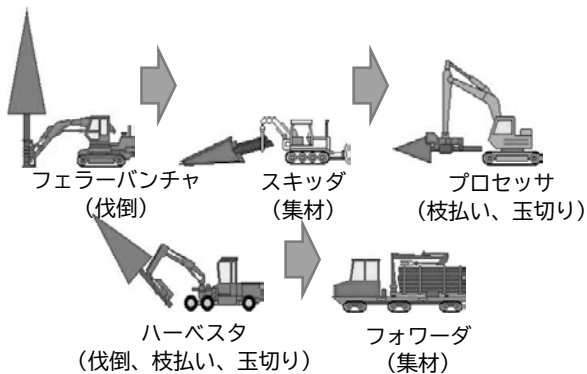
立木の伐倒や枝払い、玉切り、集材など、森林での丸太生産の工程を複数処理する作業性能の高い機械の総称。

枝払い： 伐採した樹木の枝葉を幹から切り落とすこと。

玉切り： 枝払いした幹を一定の長さに切断して丸太にすること。

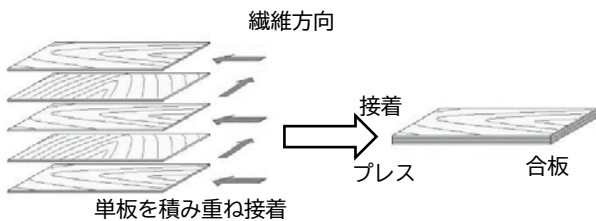
集材： 丸太などを輸送に便利な地点まで集めること。

(主な高性能林業機械)



【合板】

単板の繊維方向（木目の方向）を一枚ごとに直交させて奇数枚重ね、接着剤で接着した板。



【合法木材】

国や地域における森林に関する法令に照らし、伐採の手続きが適切に行われていることが証明された木材のことで、道内では、北海道木材産業協同組合連合会などの認定した事業者が証明。

【個別施設計画】

施設管理者が維持管理や更新を確実に進めるための方向性を明らかにし、施設毎の点検・診断結果を踏まえた計画的な修繕・更新の方法等を定めた計画。

【コンテナ苗】

硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。普通の苗（裸苗）は芽の成長が休止している春と秋に植林するのに対し、コンテナ苗は根に培地がついている状態で植え付けることから、根が乾燥しにくいと、植林可能な時期が延長できるほか、植え付け作業に熟練を要しないなど、多くの効果が期待されている。

サ行

【採種園】

種子の採取を目的とした樹木園。成長や形質に優れた樹木が親木として植えられており、遺伝的性質の良い種子が生産される。

【さし木】

親木から枝や葉の一部を切り取り、それらを培地にさしつけて発根させることにより樹木を増やす方法。親木と同じ遺伝的形質の苗木が生産することが可能であり、種子生産量が少ない樹木でも苗木を生産できるが、樹種によって大量生産が難しい場合もある。

【山地災害危険地区】

山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれがある地区について調査を行

い、地形地質等が一定の基準以上の危険度であると判定した地区

【CLT（直交集成板）】

ひき板を繊維方向が直交するように重ねて接着した集成板（Cross Laminated Timber）。軽量で強度に優れ、これまで難しかった中高層の木造建築を可能にするなど、木材の需要を拡大する可能性を持った面材料。

【CoC認証】

加工・流通過程の管理（Chain of Custody）の認証。森林認証制度のうち、木材・木製品が消費者に届くまでの各段階において、認証森林から生産された木材・木製品を区別して取り扱う体制であることを認証するもの。

【持続可能な森林経営】

森林生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、人類の多様なニーズに永続的に対応できるような森林の取り扱いを行おうとする考え方。

【下草刈り（下刈り）】

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、雑草や灌木が成長する春から夏の間に行う。

【指導林家】

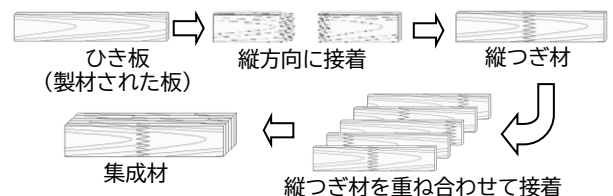
森林づくりに関する技術知識が豊富で、地域の模範となる森林施業等を実践している森林所有者。

【市町村森林整備計画】

森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

【集成材】

ひき板を必要な巾、厚みに接着した木材。



【針広混交林】

トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。

【人工林】

人手による植林などを行い成立した森林。

【森林環境教育】

森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深める教育プログラム。幅広い国民の参加による森林づくりの促進や人と森林とが共生する循環型社会の形成のほか、子どもたちが自ら学び考えることによって「生きる力」を育むことを目指すもの。

【森林環境税・森林環境譲与税】

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度（2019年度）に創設された税制度。「森林環境税」は令和6年度（2024年度）から個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として1人年額1,000円を賦課徴

収することとされており、「森林環境譲与税」は令和元年度（2019年度）から市町村及び都道府県に譲与が開始されている。譲与税の用途については、市町村においては間伐などの森林整備をはじめ、人材の育成・確保や木材利用、普及啓発などの森林整備を促進する取組に、都道府県においては森林整備等を実施する市町村を支援する取組に充てることとされている。

【森林組合】

森林組合法に基づき、森林所有者を組合員として設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

【森林クラウドシステム】

道、市町村、森林組合等で蓄積される森林情報を、次世代情報処理技術（クラウド技術）で一元的に管理する森林分野における情報システム。

【森林経営管理制度】

森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。市町村は、林業経営に適した森林については林業経営者に経営を再委託するほか、経営に適さない森林については市町村自らが管理を行う。

【森林経営計画】

森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。森林所有者等は、計画を作成し、市町村長の認定を受けることで、補助金制度や税制上の優遇措置を受けることができる。

【森林資源の循環利用】

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循環的に行うこと。

【森林整備】

造林、下草刈り、間伐などの森林施業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などにより森林を育成すること。

【森林施業】

森林を維持・造成するための伐採、造林、保育など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

【森林施業の集約化】

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

【森林施業プランナー】

地域の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書を森林所有者に提示し、施業実施の合意形成を図るとともに、森林経営計画の作成・実行管理の中核を担う人材。

【森林づくりを進めるための指針】

道民、森林所有者及び事業者が協働して森林づくりに取り組むことができるよう、森林づくりに関する様々な取組や具体的な方法を示した自主的取組を促すガイドライン。北海道森林づくり条例第10条に基づき道が策定する。

【森林の有する多面的機能】

国土の保全、水源の涵（かん）養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能。森林の有する多面的機能のうち、林産物の供給を除く機能を「公益的機能」という。

【森林認証制度】

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林や木材流通・加工業者を認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。

現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるFSC（森林管理協議会）やPEFC（森林認証プログラム）、我が国独自の認証制度で、PEFCに加盟しているSGEC（「緑の循環」認証会議）などがある。

→（関連）「FM認証」、「CoC認証」も参照

【森林パトロール】

森林を無許可の開発行為、山火事、災害等の各種森林被害から守るため、国や市町村と連携し、日常的、計画的に森林の巡視を行うもの。

【スマート林業】

ICT等の先進技術を活用し、森林整備や木材流通等の効率化・省力化や生産性・安全性の向上を図る取組。道では、令和3年（2021年）3月に「北海道スマート林業推進方針」を策定し、安全で働きやすく、効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給の実現に向け、北海道らしいスマート林業を確立することをめざしている。

【生物多様性】

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

【施業の集約化】

→「森林施業の集約化」参照

【ゼロカーボン北海道】

道内のCO₂をはじめとする温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける脱炭素社会のこと。道では、2050年までの実現を目指している。

【造林】

人為的な方法で、目的に合わせて森林を造成すること。植林による方法と天然力の活用による方法がある。

【素材生産】

森林で素材（丸太）を生産することで、樹木の伐倒、枝払い、集材、玉切りまでの工程。

夕 行

【多面的機能】

→「森林の有する多面的機能」参照

【地球温暖化】

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

【地球環境問題】

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球的視野に立って取り組まれるべき環境問題。

【地拵え】

植える前に伐採後に取り残された枝などの整理や雑草やササなどを取り除く作業。

【地材地消】

地域で生産された木材・木製品を地域で有効活用することで、輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

【治山事業】

山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源涵（かん）養機能を高めるなど、安全で安心な生活環境の保全を図る事業。

【治山パトロール】

国が定める山地災害危険地区調査要領に基づき道が調査した山地災害危険地区及び国が定めるなだれ危険箇所点検調査要領に基づき道が調査したなだれ危険箇所における、治山施設の機能調査及び現地調査を行うもの。

【提案型集約化施業】

森林組合等が、森林施業の方針・施業に必要な経費・林産物の販売見込額等を含む具体的な施業プランを作成して、森林所有者に提案し、森林施業を受託・集約化する取組。

【天然林】

主として天然の力により成立した森林。

【道民の森】

自然や森林とふれあい、自然と共に生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地約 12,000ha の中に 6 つの地区を設けている森林総合利用施設。

【特定分野別計画】

「北海道総合計画」が示す施業の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における施業の基本的な方向等を明らかにする計画。

【特用林産物】

食用の「しいたけ」「えのきたけ」及び「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類及び山菜類等、非食用のうるし及び木ろう等の伝統的工芸品の原材料並びに竹材、桐材及び木炭等の森林原野を起源とする生産物（一般に用いられる木材を除く。）の総称。

八 行

【パリ協定】

2015年12月にCOP21で採択され、2016年11月に発効した地球温暖化防止に関する新たな国際的枠組。長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度以内に抑える努力をすることを掲げ、全ての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定。

【フォレスター】

国家資格である「森林総合監理士」の通称。市町村森林整備計画の策定・実行管理等への指導・支援を通じて、長期的・広域的な視点に立って地域の森づくりの

全体像を示すとともに、市町村や地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する人材。

【フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）】

複数の作業班を統括する立場から、関係者と連携して経営にも参画することができる人材。

【フォレストリーダー（現場管理責任者）】

作業班に属する現場作業員（作業班員）を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材。

【フォレストワーカー（林業作業士）】

作業班員として、林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して安全に作業を行うことができる人材。

【複層林】

複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成された森林。

【プレカット工場】

木造建築における木材加工の工程をコンピュータ制御による機械で行う工場。木造の家等を建てる時に、従来は現場で大工が木材に墨付けし、切断や接合部の加工をして組み立てていたが、現在では現場搬入前にプレカット工場加工し、現場は組み立てに集中して工期を短縮することが主流となっている。

【保安林】

水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。

【保育】

健全な森林を育成するために植林から伐採までの間に行う、下草刈り、つる切り、除伐、間伐などの作業。

【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策】

「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年に重点的・集中的に対策を講ずるもの。(令和2年(2020年)12月11日閣議決定)

【HOKKAIDO WOOD】

道産木材をPRするために道内の木材関連企業や団体、研究機関、道を構成員とする「道産木材製品販路拡大協議会」が立ち上げたブランド。ロゴマークやキャッチフレーズは趣旨に賛同する道産木材製品を扱う企業等が届け出ることによって無料で使用可能。

【HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度】

道産木材を使用し、基準を満たす建築物を道（知事）が登録する制度。登録施設には木製の登録証が掲示され、道産木材の魅力発信や認知度向上による利用拡大を図るもの。

<主な登録の基準>

- ・北海道内で完成した建築物
- ・構造材や内装材、外装材に道産木材を使用
- ・住宅は除く（兼用住宅の事務所・店舗等は含む）
- ・平成31年(2019年)4月以降に竣工

【北海道地域材利用推進方針】

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、北海道で定めた方針（令和4年(2022年)3月改正）。建築物や公共土木工事などにおける地域材の利用の促進に関する基本的な考え方等を定めている。

【北海道の森林づくりに関する覚書】

北海道の国有林と民有林の協力・連携を一層強化し、百年先を見据えた多様で豊かな森林づくりを進めるため、北海道森林管理局長と北海道知事の間で平成25年(2013年)6月に締結した覚書。

【北海道林業事業者登録制度】

森林所有者等が森林整備を実施する際、明確な情報に基づいて林業事業者を選択できるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業者の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的とした制度。

マ 行

【緑の少年団】

緑化活動を通じて自然の学習や自然を守り育てる奉仕活動を実践する子供たちの自主的な団体。

【木育プログラム】

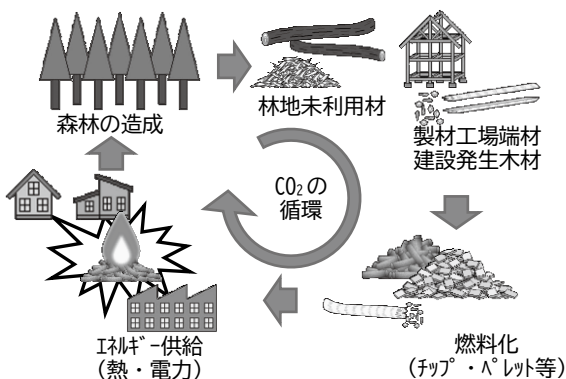
木育を伝えるために、ねらいを達成でき、参加者が楽しく興味が続かないような流れを意識して、アクティビティ(活動)を組み立てたプログラム。

【木育マイスター】

森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

【木質バイオマス】

「バイオマス」とは、生物資源(bio)の集まり(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材時に発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。



【木質バイオマスエネルギー】

森林に由来するバイオマスから得られるエネルギー。石油などの化石燃料に比べて森林バイオマスは循環的に利用できるため、地球温暖化防止の観点から優れている。

【木質ペレット】

林地未利用材や製材工場から発生する端材、オガ粉などを円筒状(直径6~10mm、長さ10~30mm)に圧縮成型した固形燃料。化石燃料の使用量を減らすことができるバイオマスエネルギーとして注目。

ヤ 行

ラ 行

【リスクアセスメント】

林業事業者の作業現場において危険性(リスク)の洗い出し・特定を行い、労働災害の重篤性や可能性を事前に評価(アセスメント)し、その評価に従って危険性を低減させるための対策を実施する手法。

【リモートセンシング】

対象を遠隔から測定する手段であり、人工衛星や航空機、ドローンなどから地表面付近を観測する技術。

【林業グループ】

森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を自主的に行っているグループ。

【林業事業者】

森林所有者からの受託または請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う森林組合、造林業者、素材生産業者等の事業者。

【林業従事者】

就業している事業者の日本標準産業分類を問わず、素材生産(伐採、搬出等)、造林(地拵、植付、下草刈、除伐等)、種苗生産(山行苗木)に従事する者。

【林地台帳】

統一的な基準に基づき、市町村が森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を一元的に記載した台帳。

【林地未利用材】

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

【林齢】

林分(ひとまとまりの森林)の年齢。特に人工林の場合、樹齢(種子が芽生えてから経過した年数)とは異なり、苗木を植林した年を1年生とし、翌年以降2年生、3年生・・・と数える。なお、林齢を5年ごとにひとくくりにしたものを年齢と呼び、林齢1~5年生までをⅠ年齢級、6~10年生までをⅡ年齢級、以下Ⅲ年齢級、Ⅳ年齢級・・・と称する。

【路網】

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道(幹線、支線)と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。

ワ 行

【ワーケーション】

「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、職場とは異なる場所で、余暇を楽しみつつ、仕事を行うこと。道では、本道の有するポテンシャルを活かし、参加する人や企業のニーズに合わせた「北海道型ワーケーション」を推進している。

付属統計資料

(※ 計の不一致は四捨五入による)

1 森林資源

(1) 森林面積 (林種別、所管別) (単位：千ha)

区分	合計	人工林	天然林	その他
北海道	5,535	1,472	3,804	259
全国	25,048	10,204	13,481	1,364
区分	国有林	道有林	市町村有林	私有林等
北海道	3,064	608	319	1,544
全国	7,659	1,292	1,702	14,395

注 1：「北海道」の数値はR4年4月1日現在。

2：「全国」の数値はH29年3月末現在。

3：「全国」の「道有林」欄は都道府県有林の数値。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(2) 人工林・天然林面積 (所管別) (単位：千ha)

区分		国有林	道有林	市町村有林	私有林等
北海道	人工林	652	133	144	543
	天然林	2,238	460	165	942
全国	人工林	2,288	529	804	6,582
	天然林	4,733	709	822	7,216

注 1：「北海道」の数値はR4年4月1日現在。

2：「全国」の数値はH29年3月末現在。

3：「全国」の「道有林」欄は都道府県有林の数値。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(3) 森林面積 (機能別) (単位：千ha、%)

区分	水源涵養林 ^{かん}	山地災害防止林	生活環境保全林	保健・文化機能等維持林	木材等生産林	白地
北海道	1,094	388	60	173	1,032	1
構成比	40	14	2	6	38	0

注 1：数値はR4年4月1日現在。

2：民有林のみの集計。各区分は重複指定されている場合あり。

(資料：北海道水産林務部調べ)

(4) ha当たり森林蓄積 (林種別・所管別) (単位：m³/ha)

区分	合計	人工林	天然林	
北海道	154	194	149	
全国	209	324	143	
区分	国有林	道有林	市町村有林	私有林等
北海道	148	167	186	155
全国	160	196	213	237

注 1：「北海道」の数値はR4年4月1日現在。

2：「全国」の数値はH29年3月末現在。

3：「全国」の「道有林」欄は都道府県有林の数値。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(5) 蓄積の多い樹種

(単位：千m³)

針葉樹	トドマツ	カラマツ類	エゾマツ	アカエゾマツ	スギ
	251,638	90,581	53,076	29,333	10,302
広葉樹	カンバ類	ナラ類	シナノキ	カエデ	ブナ
	92,740	60,759	44,456	32,724	17,926

注 1：北海道の数値を記載。

注 2：数値はR4年4月1日現在。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」)

(6) 人工林率(所管別)

(単位：%)

区分	合計	国有林	道有林	市町村有林	私有林等
北海道	27	21	22	45	35
全国	41	30	41	47	46

注 1：「北海道」の数値はR4年4月1日現在。

注 2：「全国」の数値はH29年3月末現在。

注 3：「全国」の『道有林』欄は都道府県有林の数値。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(7) 人工林の齢級別面積構成

(単位：%)

齢級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
林齢	～5年生	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50
北海道	3	3	3	2	2	3	6	8	11	15
齢級	11	12	13	14以上						
林齢	51～55	56～60	61～65	66年生～						
北海道	16	13	8	7						

注：数値はR4年3月末現在。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」)

(8) 人工林(針葉樹)の樹種別面積構成

(単位：%)

区分	カラマツ類	トドマツ	エゾマツ類	スギ	その他針葉樹
北海道	30	54	12	2	2

注：数値はR4年3月末現在。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」)

(9) 森林認証面積

(単位：ha)

合計	FSC	SGEC
1,522,607	44,084	1,519,271

注 1：数値はR5年3月末現在。

注 2：「FSC」「SGEC」については、「用語解説」P161を参照。

注 3：認証面積のうち、40,748haはFSC及びSGECの重複認証。

(資料：北海道水産林務部調べ)

2 森林整備

(1) 人工造林面積(所管別)

(単位：ha)

区分	合計	国有林	道有林	一般民有林
北海道	8,095	924	897	6,274
全国	33,707	10,930		22,777

注 1：「北海道」の数値はR3年度実績。

注 2：「全国」の数値はR2年実績。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業白書」)

(2) 伐採材積 (所管別) (単位: 千m³)

区分	合計	国有林	道有林	一般民有林
北海道	5,220	1,839	610	2,771
全国	47,733	8,094		39,639

注 1: 「北海道」の数値はR3年度実績。

2: 「全国」の数値はR2年実績。

(資料: 北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(3) 人工林主伐・間伐別伐採面積及び材積 (単位: ha、千m³)

区分	合計		主伐		間伐	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
北海道	49,965	4,834	8,672	2,276	41,293	2,557

注: 数値はR3年度実績。

(資料: 北海道水産林務部「北海道林業統計」)

(4) 林内道路密度 (所管別) (単位: km、m/ha)

区分		合計	国有林	道有林	一般民有林
林道	延長	24,626	16,436	3,110	5,080
	密度	4.59	5.68	5.11	2.73
公道	延長	25,083	4,448	1,122	19,513
	密度	4.68	1.54	1.85	10.47
計	延長	49,709	20,884	4,232	24,593
	密度	9.27	7.22	6.96	13.20

注 1: 北海道の数値を記載。

2: 数値はR4年3月末現在。

(資料: 北海道水産林務部「北海道林業統計」)

3 森林の公益的機能

(1) 公益的機能の評価額

機能の種類	北海道
水源涵養機能	3兆9,000億円
土砂流出防備機能	4兆9,500億円
土砂崩壊防止機能	1兆8,700億円
保健休養機能	3,100億円
大気保全機能 (二酸化炭素吸収)	900億円
化石燃料代替	100億円
合計	11兆1,300億円

注 1: 数値はH16年4月試算。

2: 全国: 合計70兆2,638億円/年 (日本学術会議答申)。

(資料: 北海道水産林務部調べ (日本学術会議算出方法に基づき試算))

(2) 保安林指定面積

(単位：ha)

合計	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風
(211,555)		(7,600)		(95)
3,778,569	2,783,640	795,158	17,672	41,828
干害防備	防霧	魚つき	保健	風致
(18,867)	(228)	(31,951)	(145,527)	(7,233)
37,691	61,392	3,884	31,185	2,624

注 1：北海道の数値を記載。

2：数値はR4年3月末現在。

3：※()は重複指定保安林で外数。合計にはその他保安林を含む。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」)

(3) 森林面積に対する保安林の指定比率

(単位：%)

区分	合計	国有林	道有林	一般民有林
北海道	68	93	96	18
全国	49	90		31

注 1：「北海道」の数値はR4年3月末現在

2：「全国」の数値はR3年3月末現在。

(資料：北海道水産林務部調べ、林野庁「森林・林業統計要覧」)

(4) 林地開発許可面積

(単位：ha)

区分	合計	ビジャー施設等	工場・事業場	土石採掘	農用地	その他
北海道	234	17	94	60	61	2
全国	1,981	29	872	721	90	269

注 1：数値はR3年度実績。

2：面積は新規許可処分に変更許可処分による増減を加えたもの。

(資料：北海道水産林務部調べ、林野庁「林地開発許可制度の概要」)

4 林業経営

(1) 山元立木価格

(単位：円/m³)

区分	エゾ・トド・カラ (北海道)	スギ (全国)	ヒノキ (全国)
R2年3月末	4,412	2,900	6,358
R3年3月末	4,158	3,200	7,137

(資料：林野庁「森林・林業統計要覧」)

5 森林所有者

(1) 森林所有者

(単位：人)

合計	在村	道内不在村	道外不在村
136,183	95,326	18,164	22,693

注 1：数値は市町村別の集計値の総計であり、R4年4月1日現在。

2：「不在村」は、所有森林の所在市町村に在住していない森林所有者。

3：「道外不在村」には、不明(340人)を含む。

(資料：北海道水産林務部調べ)

6 森林組合

(1) 森林組合 (単位：千人、千ha、百万円)

区分	組合数	組員数	組員所有面積	払込済出資金
北海道	79	37	995	4,785
全国	610	1,475	10,482	54,080

注 数値はR3年度末現在。

(資料：北海道水産林務部調べ、林野庁「森林組合統計」)

7 林業生産

(1) 林業産出額 (単位：千万円)

区分	林業産出額	うち 木材生産	生産林業所得
北海道	4,160	3,145	—
全国	54,601	32,541	28,664

注：数値はR3年実績。

(資料：農林水産省「令和3年林業算出額」)

8 担い手

(1) 林業就業者数 (年齢別) (単位：人、%)

区分	林業就業者数	～29	30～39	40～49	50～59	60～	女性の率
北海道	6,448	9	15	22	22	32	17
全国	60,738	9	16	21	20	34	15

(資料：総務省「国勢調査」(R2年))

9 木材需給

(1) 木材需要 (単位：万m³)

区分	合計	製材用	パルプ用	合板等用
北海道	674	227	232	215
全国	8,213	2,618	2,874	2,721

注 1：「北海道」の数値はR3年度実績。

2：「全国」の数値はR3年実績。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「木材需給表」)

(2) 木材供給 (単位：万 m³、%)

区分	合計	国道産材	輸入材	国道産材自給率
北海道	674	458	216	67.9
全国	8,213	3,372	4,841	41.1

注 1：「北海道」の数値はR3年度実績。

2：「全国」の数値はR3年実績。

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、林野庁「木材需給表」)

(3) 針葉樹製材出荷量

(単位：千m³)

区分	合計	建築材	梱包・仕組板 パレット	集成材原板	その他
エゾ・トド等	391	219	120	19	33
カラマツ	358	10	297	45	7
合計	749	229	417	64	40

注 1：北海道の数値を記載。

2：数値はR3年度実績。

(資料：北海道水産林務部「北海道木材需給実績」)

(4) 製材用素材等価格

(単位：円/m³)

カラマツ 中丸太	エゾマツ 大丸太	トドマツ 大丸太	ナラ 大丸太	エゾトド チップ材
11,700	14,500	14,400	30,500	6,400

注 数値はR4年12月現在。(全道価格)

うち、「エゾマツ大丸太」及び「ナラ大丸太」の数値はR3年10月現在。(全道価格)

(資料：北海道水産林務部調べ)

(5) 製材等価格

(単位：円/m³)

エゾトド 正角	カラマツ 梱包材	カラマツ 山棒チップ
65,800	41,400	7,400

注：数値はR4年12月現在。(全道価格)

(資料：北海道水産林務部調べ)

10 木質バイオマス

(1) 木質バイオマスエネルギー利用量

(単位：万m³)

合計	未利用材	製材工場端材	建設発生木材
148	103	18	28

注：数値はR3年度実績。

(資料：北海道水産林務部調べ)

11 木材産業等

(1) 木材関連産業出荷額

(単位：億円、%)

区分	木材関連 産業出荷額計	木材・木製品	家具・装備品	パルプ・紙・ 紙加工品	総出荷額に 占める比率
北海道	5,073	1,586	452	3,035	9.1
全国	118,335	27,381	19,998	70,957	3.9

注 1：数値はR2年実績。

2：従業者4人以上の事業所の集計。

(資料：経済産業省「経済センサス(地域別統計表)」)

(2) 製材工場、チップ工場 (単位：工場、千m³、千t)

区分	製材		チップ	
	工場数	生産量	工場数	生産量
北海道	157	770	188	1,360
全国	3,948	9,035	1,082	6,070

注 1：「北海道」の数値はR3年度実績。

2：「全国」の数値はR3年実績。

3：全国のチップ生産量は、解体材及び廃材を除く。(単位：千t)

(資料：北海道水産林務部「北海道林業統計」、農林水産省「木材需給報告書」)

(3) 新設住宅着工戸数 (単位：千戸、%)

区分	新設住宅着工戸数					木造率
	合計	持家	貸家	分譲等	うち木造	
北海道	30	10	14	6	16	53.6
全国	860	253	345	261	478	55.6

注：数値はR4年実績。

(資料：国土交通省「建築着工統計調査報告」「住宅着工統計」)

12 特用林産

(1) 特用林産物の生産 (単位：t、百万円)

区分	合計	きのこ	山菜	木炭
生産量	18,338	17,091	608	639
生産額	10,291	9,969	189	133

注：数値はR3年実績。

(資料：北海道水産林務部「北海道特用林産統計」)

(2) きのこの生産 (単位：t、百万円)

区分	生しいたけ	えのきたけ	ぶなしめじ	まいたけ	なめこ	他きのこ
生産量	5,632	X	X	2,410	1,320	1,277
生産額	4,055	X	X	1,656	532	952

注 1：数値はR3年実績。

2：「X」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しない。

(資料：北海道水産林務部「北海道特用林産統計」)

令和4年度(2022年度) 北海道森林づくり白書

発行 北海道
編集 北海道水産林務部総務課
林務企画係
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
TEL(代) 011-231-4111
(内線 28-173)
FAX 011-232-4140



間伐材で未来につなぐ北の森

この冊子は、道産間伐材を使用した用紙を使用しています
(ただし、表紙を除く)



その先の、道へ。
北海道